

## 令和7年度 第2回 岐阜県地方独立行政法人評価委員会（看護大学関係）

### —— 議 事 要 旨 ——

- 1 日 時 令和7年8月29日（金） 13:00 ～ 13:30
- 2 場 所 Web 会議（事務局：15階会議室）
- 3 出席者  
[委 員] 松波委員長職務代理者、村瀬委員、渡部委員  
[専門委員] 青木専門委員  
[法 人]（公立大学法人岐阜県立看護大学）北山理事長、青木事務局長  
[設立団体]（岐阜県）中西健康福祉部長、深見医療福祉連携推進課長、  
中川看護対策監、松原看護係長
- 4 議 事 等  
[議 題 1] 令和6年度財務諸表について  
[議 題 2] 利益処分について  
[議 題 3] 不要財産の納付について  
[議 題 4] 第3期中期計画の変更について
- 5 配布資料 次第、名簿、資料1-1、1-2、1-3、参考、2-1、2-2、  
3-1、3-2、3-3、4-1、4-2、4-3、4-4
- 6 議事要旨  
委員長である牛越委員に事故があったため、岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例  
第5条第3項の規定により、委員長職務代理者である松波委員が議長となる。

## 看護大学関係

[審議事項：議題1及び議題2]

公立大学法人岐阜県立看護大学の令和6年度財務諸表について  
公立大学法人岐阜県立看護大学の利益処分について

資料1-1 ～ 資料2-2 に従い事務局及び法人から説明

### 質疑応答

【渡部委員】

建物が今期2,700万円ほど増えているが、その設備投資の内容は何か。

【青木事務局長】

排水衛生ポンプ更新工事が約460万円、実習棟ガス給湯器更新工事が約1,500万円、さらに空気調和設備ポンプ更新工事が約740万円である。

【渡部委員】

今期の人件費が増加している。退職金以外の部分で前年比2,200万の増である。人数の内訳表を見ると、常勤は1人減に対し支給額は約1,900万の増となっているが、ベースアップや時間外労働がどれくらいなのか内訳が知りたい。また、非常勤は人員変動なしとなっているが、約300万の増となっているため、その内容を説明いただきたい。

【青木事務局長】

常勤職員については、令和6年度の給与改定等により約1,800万の増加となった。時間外の増加は約57万円であり、ベースアップの影響が大きい。

また、非常勤職員については、人数の変動はないが内訳変更があったため支給額の差が増加分として反映されている。

【渡部委員】

ベースアップで約1,800万の増だが、毎年同じくらいの総額でベースアップされているのか。

【青木事務局長】

法人職員の給与体系は、設置団体である岐阜県職員の給与体系に準じて設定しているため、県の給与改定がどうなるかによって法人の給与改定も左右される。昨年度あたりから、県の人事委員会勧告のアップ率が社会情勢を踏まえて高くなっている。

【渡部委員】

非常勤のうち、最低賃金で働いている方はいるのか。

【青木事務局長】

非常勤の中でも事務専門職員という立場の方と、それを補助する補助職員という立場の方がいるが、その給料はいずれも最低賃金を上回っている。ただし、補助職員の給料については、現行の額が本年10月からの最低賃金の引き上げに伴い、下回ることになるため、10月に改定する予定である。

【渡部委員】

一般管理費のうち、修繕費が約2,700万あるが、事業報告の中には雨漏りや地盤沈下を修繕したとある。内訳について教えていただきたい。

【青木事務局長】

一般管理費のうち修繕費の主な内容としては、雨漏りの補修工事の他に、講義棟の床張りかえ工事が約300万円、地盤沈下の影響によるインターロッキング修繕工事が約560万円、入退室管理システムの部品交換工事が約330万円である。

【渡部委員】

修繕をするときは、資本的支出かどうかを常に考えるべきだが、誰がどう判断しているのか。会計的な話だが、資本的支出と言って、大規模修繕でも建物の価値が上がったり、耐用年数が増えるような修繕の場合、それは修繕費ではなく、資産価値が上がったから固定資産にするという会計ルールがある。

先ほどの回答で、インターロッキングの地盤沈下は、当然に修繕だと思うが、入退室管理システムの部品交換であれば、部品が良いものになり、機能改善しているのであれば、これは資本的支出と言って、固定資産に上げなければならないかもしれないため、そのあたりの判断がどうなってるのかということ。会計基準においては、いくら以上が大規模修繕かということはどこにも書いていないはずだ。

実務では、国税庁が発表する資本的支出とはどう考えるのかというフローチャートがあり、それを拠り所に判断するのが通常で、そうすると60万円という基準が1つの拠り所となる。このあたりを踏まえて、どのような仕組みとしているのか、後日教えていただきたい。

<質問に対する確認結果>

○本学においては、「公立大学法人岐阜県立看護大学資産管理規程」に基づき、取得価額が10万円以上50万円未満で1年以上の使用が予定されている償却資産については「少額備品」として取り扱っていることから、固定資産取得は50万円以上の償却資産がこれにあたる。

○50万円以上の償却資産の取り扱いについては基本的には以下の考え方でこれまで仕

訳してきたところであり、判断に迷う場合は個別に税理士事務所へ相談の上対応している。

1) 修繕費

既存建物や附属設備の修理

(例) 校舎雨漏り修理、インターロッキング修理等

2) 資本的支出

既存設備の更新工事

(例) 中央監視装置更新工事、加圧給水ユニットポンプ更新工事

ガス給湯器更新工事等

ただし、性能が従前より劣る設備への更新工事や、更新に伴う既存設備の撤去費用等は「修繕費」として計上

○入退室管理システムの部品交換は、通常の維持管理・修理のために行ったものであり、品質または性能の高い部品に取り替えて入退室管理システムの価値が高まる工事ではない。そのため、上記の原則を踏まえて、附属設備の修理費用（修繕費）としている。

【渡部委員】

教育研究経費が予算に対して2,500万ほど余っているが、節減により余ったとあるため、やるべき研究は実行できているということか。

【青木事務局長】

やるべき研究は行った上での結果だと認識している。

【渡部委員】

オープンキャンパスを実行したときの指標である、本学の特徴を理解してもらえたかどうかという表があるが、実績99.7%という数字はどう算出するのか。

【青木事務局長】

これは、事業報告書21ページに記載があるとおり、オープンキャンパス参加者のアンケート結果をもとに算出している。具体的には、アンケートで本学の特徴が理解できたかという設問を5段階評価で回答していただき、その有効回答数における「理解できた」という回答と、「やや理解できた」という回答を合わせた割合となっている。

なお、令和6年度においては、有効回答数359のうち、「理解できた」が272、「やや理解できた」が86、「どちらとも言えない」が1で、1名を除きすべての方が理解できたまたはやや理解できたと回答いただいた結果を示している。

【渡部委員】

5段階ということは、あと2つは何か。

**【青木事務局長】**

「あまり理解できなかった」と「理解できなかった」である。

**【渡部委員】**

事業報告書22ページの危機管理に関する講習会の学生参加率が66%で少し低いと思う。人権倫理も当然大事ではあるが、昨今、危機管理というのも大事にしたほうが良いと思う。目標達成自体も100%くらいを目指してもいいのではと思うがいかがか。

**【青木事務局長】**

危機管理の講習会の内容としては、例えば消防訓練や安否確認、また防犯セミナーや消費者被害防止セミナー、情報セキュリティ教育、それから薬物乱用防止セミナーや交通安全セミナーを実施し、トータルの出席状況が66%ということである。

この中で、交通安全や防犯に関するセミナーについては、高校等でも受けたことがあることから、学生の関心の低さや切実感の不足、優先順位の低さに繋がっていると感じている。

極力100%に近づけるべく、今までもポスターの掲示や学生向けポータルサイトでの周知、直前のアナウンスを実施しているが、今後、このような研修は授業間に実施し、できるだけ学生が出席しやすい形をとるなど参加率の向上に努めていきたい。

**【松波委員長職務代理者】**

では、財務諸表及び利益処分について、当委員会としての意見書を知事に提出することについて、決定したいと思う。

案のとおり、看護大学の令和6年度財務諸表及び利益処分について、「承認することが適当である」とする意見書を知事に提出することとしたいが、これにご異議はないか。

(異議なしの声)

**【松波委員長職務代理者】**

異議なしと認める。看護大学の令和6年度財務諸表及び利益処分について、案のとおり、知事に意見書を提出することに決定した。

**[審議事項：議題3及び議題4]**

公立大学法人岐阜県立看護大学の不要財産の納付について  
公立大学法人岐阜県立看護大学第3期中期計画の変更について

資料3-1 ～ 資料4-4 に従い事務局から説明

## 質疑応答

なし

### 【松波委員長職務代理者】

では、不要財産の納付及び第3期中期計画の変更について、当委員会としての意見書を知事に提出することについて、決定したいと思う。

案のとおり、看護大学の不要財産の納付及び第3期中期計画の変更について、「承認することが適当である」とする意見書を知事に提出することとしたいが、これにご異議はないか。

(異議なしの声)

### 【松波委員長職務代理者】

異議なしと認める。看護大学の不要財産の納付及び第3期中期計画の変更について、案のとおり、知事に意見書を提出することに決定した。

以 上 (終了時刻 13:30)